坂が 高か

殿や



生 専攻学科目 年 月 昭和三〇年四月 西洋古典学

昭和五七年 六〇年 三月 三月 東京大学大学院人文科学研究科修士課程修了 東京外国語大学ドイツ語学科卒業

略

歴

平成 二年 六二年 三月 九月 東京大学大学院人文科学研究科博士課程満期退学 スイス国ベルン大学神学部(平成元年八月まで)

五年 六年 四月 四月 千葉大学文学部准教授 千葉大学教養部助教授 千葉大学文学部助教授

千葉大学文学部教授(現在に至る)

同 同 同 同

二〇年

四月 四月

一九年

ヤ・キリスト教迫害』に対する授賞審査保坂髙殿氏の『ローマ帝政初期のユダ

要旨

提示しながら、詳細に分析した画期的労作である。ダヤ・キリスト教迫害の原因を、国家と教会をめぐる新たな視座をりわけローマ帝国側の史料を駆使して、ローマ帝政初期におけるユ助けローマ帝国側の史料を駆使して、ローマ帝政初期におけるユースト教迫害史研究の方法論的諸前提を問い直し、と本書(教文館、二〇〇三年一二月刊)は、一九世紀以来踏襲され

見に達している。

従来のキリスト教迫害史研究は長年にわたって、

教会の反社会的属性に求め、専らその属性の解明にのみ力を注いで的に対処した」との暗黙の前提に立って、迫害原因を国是に反する(一) ローマ帝国政府はキリスト教を信ずる社会集団に対し「司法

た。 立って、教会側史料の証言の信憑性に疑いをかけることをしなかっ立って、教会側史料の証言の信憑性に疑いをかけることをしなかっ(二) 帝国政府は教会所属自体を有罪視していたとの暗黙の前提に

保坂氏は以上の二大前提の妥当性を再検討するために、ローマ

中、とりわけローマ法制史に礎石を置いたといわれるテオドール・ ・教史関連の、入手可能な限りの文献資料の他、碑文資料や貨幣資 ト教史関連の、入手可能な限りの文献資料の他、碑文資料や貨幣資 ト教史関連の、入手可能な限りの文献資料の他、碑文資料や貨幣資 として、それ以降のおびた がしい数に上る研究文献を、ローマ政治・法制史、ユダヤ・キリス に対する。 を積極的手掛かりとして、それ以降のおびた で、新約 で、とりわけローマ法制史に礎石を置いたといわれるテオドール・ で、とりわけローマ法制史に強石を置いたといわれるテオドール・ と、とりわけローマ法制史にで、 の表述で の表述で のまびた で、新約 で、とりわけローマ法制史にで、 の表述で の表述で の表述で の表述で の表述で の表述で のまで、 のまびた のまで、 のまで

(一) まず方法論的に見て、迫害の「法的基礎論」と「歴史的原因に対し治安対策的観点から一方的に決定を下すことができた。したび元老院議決による制約を受けることなく、被告(キリスト教徒)に対し治安対策的観点から一方的に決定を下すことができた。したが元老院議決による制約を受けることなく、被告(キリスト教徒)に対し治安がって、法律的な意味での「罪名」は元来存在しえない。

宗教に関して一般的に寛容でありながらも、共和制以来の伝統を有ネガティブな価値判断に求められるべきで、それは、異民族・外国らにとって不可解な superstitio(「外来宗教」)に対するローマ人の(二) 迫害の歴史的原因はむしろ、特定の民族・国家を越えた、彼(二)

って形成された「民族的同一性意識」に起因する。し、とりわけ帝政初期に高揚をみた「文化的ナショナリズム」によ

当に拡大した、法的根拠のない「俗説」である。 (religio illicita) としてのキリスト教の区別は、モムゼンの所説を不款数で識別できなかった。したがって、この時期における「許された教を識別できなかった。したがって、この時期における「許されたり」ローマ側は、二世紀初期に至るまで、ユダヤ教からキリスト

ヌス返書によっても裏づけられる。 目的とした懲戒権行使にかかわるものであった。このことはトラヤされるべきか否かという文言が出てくるが、これも処罰を目的としされるべきか否かという文言が出てくるが、これも処罰を目的とした法的根拠を問うものではなくて、むしろ釈放(命令への服従)を一二ウスが皇帝トラヤヌスに提出した「請訓書簡」にはじめて「キーニウスが皇帝トラヤヌスに提出した「請訓書簡」にはじめて「キーニウスが皇帝トラヤヌスに提出した「請訓書簡」にはじめて「キーニウスが皇帝トラヤヌス返書によっても裏づけられる。

スト教徒たることを頑強に自認する者には「名そのもの」によってラヤヌスと同様な手法を取って、棄教者に赦しを与える一方、キリラヤヌス路線とは反対に、訴えられた行為について原告側に具体的れ時の属州総督による請訓書簡に返書を出しているが、両帝ともトれ時の属州総督による請訓書簡に返書を出しているが、両帝ともト

の措置とみなされていたことを証しするものである。と、依然として処罰は属州総督の懲戒権に基づく裁量による治安上ては、キリスト教徒断罪のための一定した法的根拠はなかったこ処罰するように返書を出している。これは要するに、二世紀におい

もの」は帝国の関心事ではなかったのである。 した後に釈放された。したがって、大迫害期においてさえ「名その与えたのであった。事実、キリスト教徒は総督が命じた供犠を履行与えたのであった。事実、キリスト教徒は総督が命じた供犠を履行した後に釈放された。したが、彼はその時にさえ教会を「非合法集した後に釈放された。したがって、大迫害期においてさえ「名そのした後に釈放された。したがったのである。

存在しなかった、とすることが本書の結論である。 り教会側史料が証言する意味と規模での帝国主導による「迫害」は関点から、教徒集団に対し、「司法」的に対処したのではなく、治安観点から、教徒集団に対し、「司法」的に対処したのではなく、治安以上要するに、帝国政府は教会所属をそれ自体として有罪視した以上要するに、帝国政府は教会所属をそれ自体として有罪視した

たとの結論は、とりわけ帝国側史料の精緻この上ない文献学的分析を有せず、キリスト教問題を一般的な秩序維持政策の枠内で処理しこのような、ローマ帝国はキリスト教に特化した特別の宗教政策

する道を研究史に拓くものとして高く評価される。的一石を投じ、それの根本的再検討を迫った意味で画期的である。的一石を投じ、それの根本的再検討を迫った意味で画期的である。により、教会側史料の証言を偏重しがちな従来の迫害史研究に批判

あり、学士院賞に値するものと評価する所以である。る可能性を秘めている。以上本書を、学界に貢献するところ多大でず、同種の異教徒あるいは異宗派迫害史研究にも貴重な示唆を与えしかも、保坂氏の業績は当該研究史に新しい地平を拓くのみなら